

第36回長野地方裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成30年5月22日午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野地方裁判所大会議室
- 3 出席者 [地方裁判所委員会委員]
飯島和夫，小山英壽，近藤昌昭，田下佳代，塚田芳樹，福井利幸，
北條浩之，干川亜紀，堀内哲也，宗村和広（五十音順，敬称略）
[講師]
長野県女性相談センター
所 長 安藤直子
生活指導員 小林久美子
[説明者]
民事部裁判官，民事首席書記官，民事部主任書記官
[事務局]
地方裁判所事務局長，地方裁判所事務局次長，家庭裁判所総務課長
- 4 テーマ
保護命令事件の運用の実情について
- 5 議 事
 - (1) 地方裁判所委員会新任委員の自己紹介
福井委員，北條委員，宗村委員
 - (2) 委員長の選出について
近藤委員が委員長に選出された。
 - (3) 委員長代理の指名について
宗村委員が委員長代理に指名された。
 - (4) 議事の進行について
ア 本日の委員会の一般傍聴者（弁護士2人）による傍聴を承認した。

イ 本日の委員会の報道関係者による取材を承認した。

(5) 保護命令事件の運用の実情について

[説明（長野県女性相談センター所長 安藤直子，生活指導員 小林久美子，民事部裁判官，民事首席書記官，民事部主任書記官）]

(5) 質疑・応答

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，△：講師，□：説明者，■：事務局】

説明者に対し，説明内容に関する質問がされたほか，次のとおり意見交換があった。

◎ 相談者は，保護命令の申立てをしようとする時に，躊躇されることが多いと思われるが，それは，相談した後で無理だと思い躊躇されるのか，または自分の中で無理なのではないかと思い，どこにも相談することをしないのか，どのような感触か。

△ 女性相談員が関わる時には，保護命令について，できる限り具体的に説明するようにしている。この制度ができた当初は，申立書の作成が難しいという印象があったが，女性相談員の研修の中で申立書の書き方等を練習して，サポートができるような態勢を執っている。

実際に女性相談センターでの一時保護の件数も減ってきているので，保護命令の申立件数と関係すると思われる。証拠が残るような身体的暴力の事案が減ってきているのではないかという分析をしている。

○ 昨年7月から長野へ来たが，刑事事件のDV事件は今までだけでも結構あり，保護命令をしていないケースばかりであった。今日の新受件数を聞いて，「被害者はハードルが高いと思っているのではないか。」と感じた。

相手方が出頭しなかった時や，双方の言い分が異なったとき等，どの程度で要件があると認定するのか。言い分が異なったときの申立人の負担が申立てを躊躇する理由になるのではないかと感じた。

□ 要件としては，暴力があったこと，生命，身体に対する脅迫があったこと

が必要となっているので、基本的には、申立人が立証することになる。一般的には、傷害を受けた場合には、その部位の写真や診断書が提出され、脅迫については、メールやラインが残っていることが多いので、それらが証拠として提出されることが多い。仮に、そのような明確な証拠がない場合でも、間接的な証拠と申立人の供述等により、当事者間の関係性等にも照らして、「申立人の主張が信用できる。」と判断できれば、最終的に発令されるということもある。

発令される率としては、全国的には、申立てがあった場合には、比較的発令されていると思われる。本人申立てであり、緊急性の中で申し立てられているので、確実な証拠が必ずしも集まらないということもあるため、決して高いハードルを設けているという認識はない。

- ◎ 刑事事件の場合であれば高いハードルが必要となるが、DVの場合には、刑事罰があるので、刑事事件と同じようなハードルではないということの良いか。
- 保護命令を発令すれば、すぐに刑事罰が科されるわけではなく、あくまで民事手続なので、刑事事件と比べればハードルは低いのではないかとと思われる。
- 保護命令の手続を初めて知った。一般の人でもあまり知らないと思われる。裁判所は、保護命令について、積極的に広報する必要はないのか。先ほど、「大阪の申立件数が多いのは、関係機関との連携が上手く行っているからだ。」という趣旨の説明があったが、長野の件数が少ないのは、関係機関との連携が悪いのではないか、広報が足りないのではないかと勘ぐってしまう。
- ◎ 女性相談センターに来られる方の中で、この制度を全く知らないという人はいるか。
- いる。暴力の内容を踏まえて、保護命令の説明をしている。また、女性相

談センターでは、県内10圏域で年に1回、DVと虐待防止の協議会を市町村や民生委員を集めて開催しており、被害者の安全確保の説明や保護命令について話をさせてもらっている。

- ◎ 裁判所が宣伝することは、申立てが認められない場合もあるので難しい面もある。制度開始当時は、法務省で広報活動をしていた。
- 先ほど、地域で協議会を開かれているという話もあったが、それが、一般家庭にダイレクトに下りてくるかという、熱心に広報誌を読んでいらっしゃる方は少ないと思われる。放送という広く遍くという発信方法であれば、何かあったときに、そういえばあの時にこんなことを聞いたなということにもなり、件数も変わってくるのではないかと思われる。

また、刑事事件数と相談件数がリンクしていないという話もあったが、申立てに行く際、結果的に自分が訴えたものが却下された場合に10倍になって返ってくるという恐怖感がストッパーになっているのではないかという印象がある。

- △ 無力感、絶望感の状態の中で、何か行動を起こすということ自体が大変であり、裁判所というだけで一般の人にとっては敷居が高いという感じはある。本人は、いろいろとやらなければいけないことがあり、疲れ切っていて、エネルギーがないというのもあるが、もっと怒られるのではないか、もっと酷い目に遭うのではないかという恐怖感はあると思うので、それで、申立てをやめるという人もいる。

昨日、NHKの番組でDVが取り上げられ、それを見たという相談があり、やはりテレビの力はすごいと感じた。

DVに限った話ではないが、必要な相談者に相談窓口が届かない、周知できていないというのは、いろいろなところで共通した課題だと思う。

- 本人申立てが多いとのことだが、代理人申立ての割合はどれくらいか。また、申立ての件数が少ないのは、相手方のリアクションが不安だからだと思う

うが、例えば、裁判所で相手方を審尋した場合に、相手方が激高した等のトラブルはないか。

- 代理人申立てについては、手元に正確な数字はないが、おそらく申立ての2～3割かそれより低い数字だと思われる。どちらかというところ、女性相談センター等を通じて申立てをされる方が多い。弁護士に依頼をするとすると、それもまた、相談者にとっては敷居が高いということになってしまうのではないかとと思われる。

審尋期日については、申立人と相手方を面会させて審尋するというのではなく、相手方の呼出日は、相手方だけ呼び出して話を聞くことになるので、その場で、申立人に危害が及ぶということはない。また、相手方を呼び出す日時は、事前に申立人に伝えており、その日に裁判所周辺に近づかないように伝えている。

相手方が、裁判所に対して、激高するというところは、ないわけではない。

- 裁判所、女性相談センター及び警察との間の協議会に弁護士会を加えてもらうことはできないか。保護命令は、一時的対応であって、相談者にとってはその後どうなるのかということになると思われる。弁護士は専門家であるので適切なアドバイスが可能だと思われる。費用面についても、法テラス等の説明も可能だと思われるので、御検討いただければと思う。

平成30年1月からDVの関係で法テラスは業務拡大をし、原則として、選任されてから48時間以内に対応することになっている。

- 申立てに至るまでに躊躇して進まないという話があったが、女性相談センターに寄せられる相談件数が6700件であり、うちDVに関するものが21%となると、およそ1400件になるかと思われるが、申立てが16件となると相当低い割合になる。申立てには至らなかったが、相談の結果、申立てをしたほうが良いのではないかという案件は潜在的にあると思うがいかがか。

△ 6700件は延べ件数である。女性相談センターで扱っているDVは身体的な暴力や脅迫以外に、性的な暴力等もDVとしてカウントしているのですが、その部分は、保護命令の対象とならない。電話相談の場合、匿名で受けているが、その場合には、保護命令のことは説明している。身体的暴力のため継続支援が必要だが面接まで至らないというケースもあるが、できる限り、氏名や住所等を伺い居住地の市町村の相談員へ繋いで、相談員からも保護命令の説明をしてもらっている。

○ 6カ月経った後、解決して問題は収まっているのか、その後、同じ問題が起こったときはどうなるのか。

また、平成29年に17件が1カ月以内に終局とあるが、この終局とはどのような意味なのか。

□ 終局とは、保護命令の申立てを認めてその旨の決定をした、却下する決定をした、申立人が取下げた等、申し立てた事件が裁判所の中で終局したという意味であるので、その後、申立人と相手方との間でどうなったかについては、ここでいう終局には含まれていない。

また、この決定等を出した後に、どのようになっているかということについては、フィードバックを受ける立場ではないので分からない。多くのものは守ってもらっているのかなという印象はあるが、残念なケースもある。

6カ月を経過しても同じような状況であるというような場合には、再度の申立ても可能である。

6 次回議題

「裁判所における効果的な採用広報の在り方」について

7 次回期日

平成30年10月30日（火）午後3時